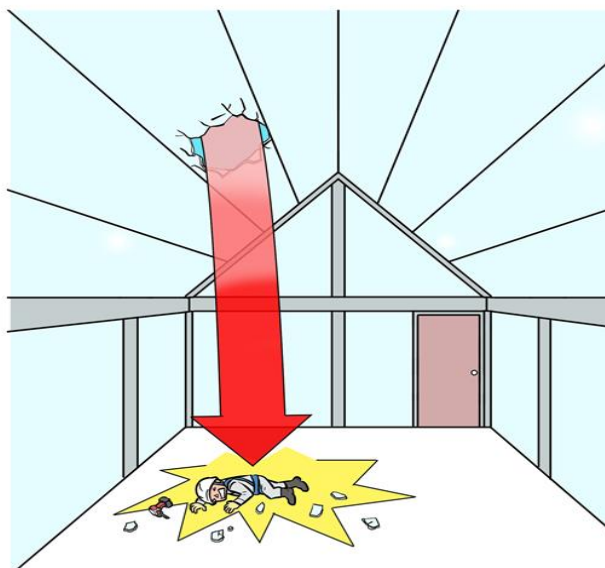


【災害事例】多発するスレート屋根の踏み抜きによる落下事故（送検事例）

スレート屋根からの踏み抜き落下による悲惨な死傷事故が多発しています。

スレート屋根は安価で軽く耐久性もあるため、多くの工場や倉庫などの建物で使用されており、今後も同様の重大災害が続く恐れがあります。

本稿はスレート屋根からの落下事故の送検事例を紹介するとともに、これらの事例に共通の問題点を示し、是非守っていただきたい対策を改めて提示するものです。



1. 送検事例

【事例 1】

東京労働局A労働基準監督署は、墜落防止措置を講じなかったとして、建設業の個人事業主1人を労働安全衛生法第21条（事業者の講ずべき措置等）^{注1)}違反の疑いで平成29年7月11日東京地方検察庁に書類送検した。

平成26年9月、東京都B区の工場にて、個人事業主に雇われていた労働者が屋根の解体工事を行っていたが、その際にスレート屋根を踏み抜き、高さ8.1メートルから墜落し死亡した。

個人事業主は、幅が30センチメートル以上ある歩み板を設けるなど、踏み抜きによる墜落の危険を防止する措置を怠っていた。

【事例 2】

鹿児島労働局C労働基準監督署は、平成30年5月に発生した死亡労働災害に関連して、足場仮設工事の株式会社Dと本社現場責任者を労働安全衛生法第21条（事業者の講ずべき措置等）違反の容疑で鹿児島地方検察庁に令和2年2月19日書類送検した。

この労働災害は肥料工場の建屋で発生した。労働者4人が地上からの高さ10.5メートル付近のスレート屋根上で足場を組み立てていた際、1人が屋根を突き破ってコンクリート床に墜落、死亡した。

スレートの踏み抜きによる墜落の危険があったにもかかわらず、幅30センチ以上の歩み板を設け、防網を張るなどの危険防止措置を講じていなかった疑い。

【事例 3】

千葉労働局E労働基準監督署は、平成30年8月に発生した労働災害について、株式会社Fと本社代表取締役を労働安全衛生法第21条（事業者の講ずべき措置等）違反の疑いで令和2年7月7日千葉地方検察庁に書類送検した。

この労働災害は工場のスレート屋根修繕工事現場で起きた。屋根上で鉄板を敷く作業をしていた際、58歳の作業員（男）がスレート屋根を踏み抜き、約10メートル下の床に墜落、脳挫傷により同日死亡が確認された。

歩み板を設けるなど危険防止措置を怠っていたもの。現場の敷地に歩み板はあったが、不十分であった。さらに、屋根上に上げていなかった。また、死亡した労働者は、要求性能墜落制止用器具（以下「安全帯」と表記）を着用していたが、親綱^{注2)}を張っていなかったため、適切に使用されていなかった。

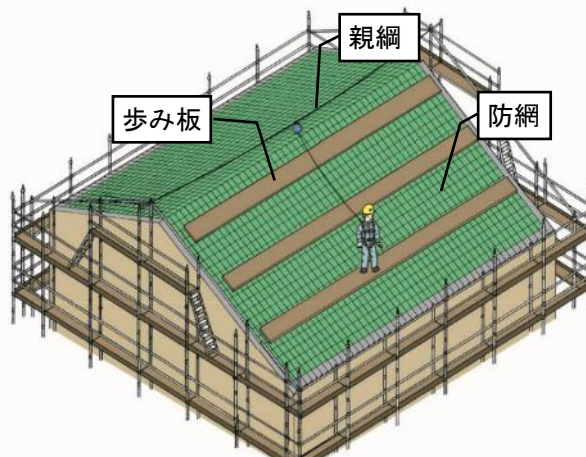
2. スレート等^{注3)} 屋根上作業の危険防止対策

スレート等屋根上作業での事故の多くはスレート屋根等の危険性への対応を軽視した事例が多くを占めています。スレート屋根等は人が乗る強度はありません。上記送検事例では、幅 30 cm 以上の歩み板の設置や落下防止用ネット、親網の設置と安全帯の使用などのいずれか、あるいは全てが不十分でした。

このようなスレート屋根等からの落下事故を防止するための規定として、労働安全衛生規則に下記の規則が設けられています。

【労働安全衛生規則】第 524 条(スレート等の屋根上の危険の防止)

事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が 30 センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。



また、屋根上の作業は通常は高所作業となります。高所作業に関わる次の規定も遵守しなければなりません。

【労働安全衛生規則】第 518 条(作業床の設置等)

事業者は、高さが 2 メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

先に述べた事例はいずれもこれらの規定を遵守しなかったため、つまり法違反があったため、検察庁に送検されたものです。

しかしながら、処罰により人の命が戻ることはありません。法令遵守は従業員を守り、被害者の家族を守り、事業主を守るということを常に心に留め置くよう切にお願い致します。

ご安全に！

注 1) 労働安全衛生法第 21 条第 2 項 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

注 2) 労働安全衛生規則第 521 条第 1 項 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

注 3) 屋根からの墜落死亡災害の踏み抜きはスレートの他、明り取り、木毛板などがあります。

参考資料：東京、鹿児島、千葉各労働局HP

「波型スレート屋根工事における墜落災害の防止」全国建設業労災互助会、労働安全衛生総合研究所
労働新聞社HP

《一般社団法人東京技能者協会／一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部》